

## 裁 決

審査請求人

審査請求人代理人 弁護士

処 分 庁

市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成27年2月8日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、請求人に対して行い、平成26年12月10日付けで通知した保護変更申請却下決定を取り消す。

### 事案の概要

本件審査請求は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人が5年ぶりに就職したとして、新規就労控除の適用を求めて保護変更申請をしたのに対し、処分庁が、請求人において当該就職前に就労支援移行事業を利用していたことなどを理由に、新規就労控除適用の要件に該当しないとして上記申請を却下したことから、請求人が、これを不服として、当該却下決定の取消しを求めた事案である。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨及び理由

##### (1) 審査請求の趣旨

処分庁が、請求人に対し、法第24条第9項が準用する同条第3項の規定により行い、平成26年12月10日付け「新規就労控除適用申請について（通知）」で通知した保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

##### (2) 審査請求の理由

###### ア 主張の骨子

請求人は、やむを得ない事情のため3年以上就労できなかった者が、

新規に就労したものであるから、新規就労控除を適用しなければならない。

イ これまでの経緯

(ア) 請求人の病歴と治療歴

- a 平成21年6月24日、請求人は初期の[ ]に罹患しており、就労不能である旨の診断を受けた。
- b 平成21年6月当時、請求人は[ ]  
[ ]  
[ ]という治療方針が立てられた。
- c 以後、請求人は、平成26年6月、「[ ]」に障害者枠で就職（以下「本件就職」という。）するまで、一度も就労していない。

したがって、請求人が、[ ]の在宅治療のために、就労できなかった期間は、約5年間に及ぶ。

(イ) 就職までの経緯

- a 請求人は、平成25年12月20日から平成26年8月31日まで、[ ]が運営する[ ]という事業所（以下「本件事業所」という。）において、就労移行支援事業の障害福祉サービスを受けたことがある。
- b このサービスは、サービスを受ける者が事業所の利用料金を支払って受けるものであり、ビジネスマナーやPC技能などを学ぶことができるが、サービスを受けている間、本件事業所とサービスを受ける者との間に、雇用関係は一切生じない。
- c したがって、請求人が、本件事業所において、就労移行支援事業の障害福祉サービスを受けたことは、請求人が就労したことを意味しない。

(ウ) 請求人の雇用契約の内容

本件就職に係る労働契約書によると、請求人の雇用主は[ ]株式会社である。その採用区分は[ ]であるから、継続性のある職業である。

ウ 生活保護手帳及び別冊問答集の記載

(ア) 生活保護手帳

- a 生活保護手帳2009年度276頁に、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第8-3(2)アが記載されている。

- b それによると、「(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかつた者」も、新規就労控除が適用されることは明らかである。

(イ) 別冊問答集

- a 生活保護手帳別冊問答集（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡を収録したもの。以下「問答集」という。）2009年度版319頁「(3) 新規就労控除」には、同控除の制度上の意義につき、「就職後においても当該職場に適応するまで身の回り品の確保等特別の需要があることから、これに対応するとともに、・・・働いている者の勤労意欲を助長し、その自立助長を図ろうとするものである。」と記載されている。
- b 問答集問8-80には、「在宅患者等の就職」について、「新規就労控除の適用に当たって、3年以上の在宅患者及び3年以上拘禁されていた者が就職した場合にも認めてよいか。」という質問に対し、認めてよいという旨の回答が記載されている。
- c したがって、3年以上の在宅患者であった者が就職した場合にも、①就職後において、当該職場に適応するまで身の回り品の確保など特別の需要があることから、これに対応するとともに、②働いている者の勤労意欲を助長し、その自立助長を図るという2つの目的をもって、新規就労控除が適用されることは明らかである。

エ 請求人の就労実態

(ア) 仕事の内容

- a 本件就職における請求人の仕事内容は、  
である。  
請求人は、平成 年 月 日から同年 月 日まで、試用期間を無事に終え、同月 日、  
として雇用された。
- b 請求人の仕事は
- c したがって、請求人の仕事には、  
であると共に、  
でもある。

(イ) 新規就労の際の特別需要

- a 既に述べたとおり、請求人は、平成 年 月から平成 年 月 日まで、約 年もの間、  
の在宅医療に専念してきたものである。



後においても当該職場に適応するまでの間身の回り品の確保等特別の需要があることから、これに対応する」と記載されているから、勤労に伴い必要となる身の回り品の購入費用に充てるため、新規就労控除を適用することが、生活保護制度上の本来の方針である。

したがって、処分庁の主張には、理由がない。

(ウ) なお、処分庁が「就職支度費として適用済み」と主張するものは、請求人が仕事の現場で使用する■■■■の購入費として、金■■■■円を支給したことを指しているが、この事実は、新規就労控除とは無関係である。

## 2 処分庁の弁明

(1) 請求人は、平成23年2月24日から平成26年5月30日まで、本件事業所において軽作業を行い、工賃を得ており、これは就労に当たる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障総法」という。第5条の規定による。労継続支援B型（以下「B型」という。）事業及び就労移行支援事業において利用者が生産活動を行う場合には、利用者は事業者が企業等から請け負った軽作業等を行い、事業者は当該企業等から得た軽作業等の対価から必要経費を除いた額に相当する額の工賃等を利用者に支給するという関係に立つことから、実態として利用者は就労したものと認められる。なお、本件事業所においては、利用者の工賃について、「就労日数」及び「給与額」を記載した給与証明書を発行している。

また、問答集問8-3は、入院患者が作業療法により工賃収入を得ている場合について、「作業療法は、■■■■医療の一環として行われるものであるが、当該療法に伴って生じた収益のなかから病院が、入院患者個々人に金銭を支給した場合には、就労に伴う収入として認定されたい。」としていることから、この趣旨は、B型事業及び就労移行支援事業において利用者が生産活動を行う場合にもあてはまるものと解される。

請求人は、本件就職の直前まで本件事業所において就労しており、新規就労控除に係る所定の要件（局長通知第8-3（2）ア）を充たしていない。

(2) 請求人は、勤労に伴い必要となる身の回り品の購入費用に充てるため、新規就労控除を適用することが、生活保護制度上の本来の方針であると主張する。

しかし、通勤するための衣服等を購入する費用のうち、新規就労控除の適用対象とならないものについては、勤労に伴って必要な経常的増加需要に対応すること等を目的とする基礎控除（局長通知第8-3（1））の適用

により賄うべきである。

なお、就職のため直接必要とする洋服類、履物類等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲で必要な額を計上することとされており（就職支度費。局長通知第7-8（3））、現に、当庁は、請求人に対し、就職支度費として、職場で使用する特殊な靴を購入するために必要な経費を支給した。

### 3 請求人の反論

- (1) 請求人は、B型事業及び就労支援移行事業のサービスを受けたが、請求人が受けたサービスの内容は、短期的には体調と生活を安定させ、長期的には就職を目指すための、職業訓練を含む福祉サービスである。

しかも、この福祉サービスは、原則としてサービス利用者から利用料を徴収して行うものである。

この点、請求人は、生活保護を受給していることから、利用料の上限額を0円とすることで、事実上の免除を受けていたが、そのことによって請求人が受けたサービスの法的性質が、福祉から労働へ変化するものではない。

- (2) B型事業において、利用者が支払を受けることがある工賃は、利用者による雇用、請負、その他一切の法的原因に基づく労働の対価として支払われるものではない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「運営基準」という。）第87条には、B型事業における「工賃」の支払に関する規定が定められている。

同条第1項は、「B型事業者は、利用者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定している。

同規定によれば、利用者に対して支払われる「工賃」は、「事業者の元で利用者が労働したことに対する対価を利用者に支払う。」という性質のものではなく、「事業者が生産活動に係る事業を行って挙げた利益を利用者に分配する。」という性質のものである。

また、同条3項は、「B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。」と規定している。

同規定によれば、利用者に対して支払われる「工賃」は、「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため」に、支払われるものであることが明らかである。

要するに、B型事業における「工賃」とは、その「工賃」という名称を

聞けば、いかにも、同事業において労働した利用者に対して、その労働の対価を支払うものであるかのように聞こえるが、その実質は、「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため」に、「事業者が生産活動に係る事業を行って挙げた利益」を、利用者に対して支給するものであるから、福祉的給付金の一種であって、労働の対価であるとは言えない。

請求人の実態を見ても、請求人が支払いを受けた「工賃」の月額は、極めて多い月でも■■■■円に満たず、少ない月ともなれば、わずか■■■■円にすぎない。

このあまりにも低額な「工賃」の水準に鑑みれば、請求人に対する「工賃」が、請求人の労働に対する対価ではないことは、一目瞭然である。

これに対し、障総法第5条の規定による就労継続支援A型（以下「A型」という。）事業における「工賃」は、利用者が事業者との間で雇用契約を締結した上で、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）など各種労働法制の下で労働し、その労働の対価として賃金の支払いを受けるものであるから、まぎれもなく労働の対価である。

処分庁の主張は、A型事業とB型事業について、ともに「工賃」という文言が用いられていることに便乗し、B型事業の「工賃」までもが労働の対価であると強弁するものであるが、運営基準の規定や、請求人が現実に支払いを受けた「工賃」の金額に照らせば、到底成り立たないものである。

- (4) 処分庁は、「利用者は事業者が企業等から請け負った軽作業等を行う」から、利用者は労働したものであると主張するようであるが、このことは、事業者と企業等との間に請負契約が生じることは意味しても、事業者と利用者（請求人を含む）との間にまで、雇用や請負の契約関係が生じることを意味しないし、利用者のサービス利用に労働としての性格を付与するものではない。
- (5) 処分庁は、「事業者は当該企業等から得た軽作業等の対価から必要経費を除いた額に相当する額の工賃等を利用者に支給する」から、利用者は労働していたものであると主張するようであるが、このことはむしろ、利用者に対して支払う「工賃等」が、利用者が労働したことへの対価ではないことを端的に示す規定であって、利用者のサービス利用が労働ではないことを強める要素である。
- (7) 請求人を含むサービス利用者が、「工賃」名目の金員の支払いを受けたこと、その「工賃」の金額を記載した「給料明細書」なる題目の書類を受け取ったことは、B型事業と就労移行支援事業の性格に照らせば、サービス

利用者の就労に向けた意欲と、サービスを継続して受けるモチベーションを喚起する目的で、いかにも「就労に基づく賃金を支払う」かのような体裁を仮装して、現実には福祉的給付金を支給する行為にすぎない。

(8) 問答集8-3については、入院患者の作業療法について定めた規定であって、請求人とは場合が異なる。

また、その規定も、「作業療法の支給金を就労に伴う収入として認定されたい。」と定めたものであり、「入院患者が作業療法を行った場合は、就労したものとみなす。」旨の規定ではないし、「作業療法は就労であるから、作業療法を経て新規に就労した場合は、新規就労控除を適用してはならない。」旨を定めた規定でもないことは、言うまでもない。

実際、作業療法の支給金を就労に伴う収入として認定することそれ自体は、入院患者の作業療法に取り組む意欲を喚起し、被保護者の自立助長を目的とする法第1条にも合致する。

しかし、作業療法の支給金を受けた場合は、その後に新規に就労したとしても、新規就労控除を受けられないとなれば、被保護者は作業療法による治療を選ぶか、新規就労控除を受けるために作業療法による治療を拒むか、二者択一の選択を迫られる。

被保護者は、将来において新規に就労したとき、新規就労控除を受けたいならば、作業療法により治療を受けて支給金を受け取ることはできない。

これは、被保護者の治療方針を拘束し、被保護者が真に必要な医療を受けることを妨げる効果を生じるから、被保護者に対して必要な保護を行わず、その自立助長にも反しており、法第1条に違反する。

(9) 新規就労控除は、被保護者の個別の具体的な申請に基づいて、臨時的に金品を支給する、家具什器費や転居費用、更新料等のような臨時保護費ではなく、被保護者が条件を満たせば、当然に被保護者の収入に対して適用しなければならない、就労控除の一種である。

処分庁は、どうやら、新規就労控除について、被保護者が具体的な品名を挙げて、見積書を添付して個別に申請して初めて、その金額の範囲で、被保護者に適用するものと考えているようであるが、それは勘違いである。

(10) 基礎控除は、継続的に労働する労働者に対して、既に所持する衣服のクリーニング代や消耗品の追加購入など、継続的に必要とする経費を補うものである。

これに対し、新規就労控除は、新規に就労した労働者に対して、新規就労先で必要になる可能性のある衣服や物品、仕事道具などを購入する経費を補うものであり、この金額は、継続的に労働するための経費とは別に、



被保護者が支出を余儀なくされるものである。

理 由

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成21年6月24日、[ ]であり、現在、就労不能である旨の医師の診断を受けた。
- (2) 処分庁は、平成21年6月26日、請求人に対する法に基づく保護を開始した。
- (3) 処分庁は、平成22年9月13日、前記(1)の医師より、請求人が前記(1)の[ ]により月に3回通院中であり、未だ就労は不能と考える旨聴取した。
- (4) 請求人は、本件事業所において、平成23年2月24日から平成25年12月19日まで障総法第5条の規定によるB型を、同年12月20日から平成26年8月31日まで同条の規定による就労移行支援を、それぞれ受けた。

なお、請求人は、本件事業所を利用した上記期間中、本件事業所から、平成23年2月分から平成26年5月分までの工賃として、毎月、[ ]円から[ ]円の範囲内で支払いを受けた。

- (5) 処分庁は、前記(1)の医師から、平成24年12月7日には、請求人が[ ]及び[ ]により月に2、3回通院中であり、就労については、内職、福祉作業所等であれば可能である旨聴取し、平成25年8月23日には、請求人が[ ]により3週間に一度通院中であり、就労は難しく家事程度が精一杯である旨聴取した。
- (6) 請求人は、平成[ ]年[ ]月[ ]日、本件就職をした。

なお、本件就職に係る雇用契約の内容は、次のとおりであった。

ア 雇用期間：平成[ ]年[ ]月[ ]日から平成[ ]年[ ]月[ ]日まで（ただし平成[ ]年[ ]月[ ]日から平成[ ]年[ ]月[ ]日までは試用期間）

イ 更新の有無：更新することがあり得る。

ウ 更新時の基準：雇用期間満了時の取引の状況、勤務成績、評価、能力により判断する。

エ 採用区分：[ ]

オ 職種（業務内容）：盛付け、配膳

カ 始業・就業時刻：[ ]時～[ ]時[ ]分（休憩30分）

キ 1週間就業時間：[ ]時間

ク 休日：1週2休

ケ 賃金：基本給（時間給）[ ]円

- (7) 請求人は、平成26年11月12日、処分庁に対して、本件就職に係る

収入につき新規就労控除の適用を求める保護変更申請をした。

(8) 処分庁は、本件処分をした。

## 2 法の仕組み

### (1) 新規就労控除について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。

これを受け、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第10では、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとする。

そして、次官通知第8の3（1）アは、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給等の収入総額を勤労収入として認定し、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知第8の3（4）によるほか、社会保険料等の実費の額を認定するとする。

この「勤労収入を得るための必要経費」として、次官通知第8の3（4）ウは、新規就労控除を掲げ、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、月額10,700円をその者の収入から控除することとする。

また、局長通知第8の3（2）は、新規就労控除を適用する場合として、入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合を掲げ、新規就労控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6か月間に限り行うとする。

なお、問答集第8の4（3）は、新規就労控除の趣旨について、就職後において当該職場に適応するまでの間、身の回り品の確保等特別の需要があることから、これに対応するとともに、勤労意欲を助長し、その自立助長を図ることにあるとする。

### (2) B型事業及び就労移行支援事業について

障総法第5条第1項は、障害福祉サービスとして、就労移行支援、就労

継続支援等を掲げている。

就労移行支援とは、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職業体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うことをいう（障総法第5条第13項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総法規則」という。）第6条の9）。

また、就労継続支援は、A型とB型に区分され、A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいい、B型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう（障総法第5条第14項及び障総法規則第6条の10）。

A型事業者は、A型の提供に当たり、利用者と雇用契約を締結しなければならず（運営基準第78条第1項）、事業者と雇用契約を締結した利用者には、事業者から賃金（労働基準法第11条）が支払われる（運営基準第80条第1項）。

これに対し、B型事業においては、事業者と利用者との雇用契約は締結されず、利用者には、事業者から、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃として支払われる（運営基準第87条第1項）。

また、就労移行支援事業においては、事業者と利用者との雇用契約は締結されず、かつ、賃金、工賃等事業者から利用者に対する金銭の支払いに関する規定もない。

### 3 あてはめ

前記2（1）の局長通知によれば、入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合に、新規就労控除が適用されることとなるから、請求人が上記要件を満たすか否かを以下検討する。

ア 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事す

ゆ  
て  
保  
で  
次  
と  
き  
よ  
に  
、  
要  
費  
)  
る  
す  
、  
る  
特  
得  
労  
6  
後  
が  
助  
労

ることができなかつた者に該当するか否かについて

(ア) 請求人の■■■■等の状況

前記1(1)、(3)及び(5)のとおり、請求人は、平成21年6月、■■■■により就労不能との医師の診断を受け、その後、平成22年9月の時点でも、未だ就労は不能とされ、平成24年12月の時点では、内職、福祉作業所等であれば就労可能とされたものの、平成25年8月の時点では、就労は難しく家事等が精一杯とされたこと認められる。

そして、請求人は、前記1(4)のとおり、本件事業所においてB型及び就労移行支援を受けたほかは、平成21年6月における上記診断後、平成26年6月2日の本件就職に至るまでの間、職業に従事していないと認められる。

(イ) 請求人によるB型事業の利用について

前記1(4)のとおり、請求人は、平成23年2月24日から平成25年12月19日まで、本件事業所においてB型事業を利用し、工賃の支払いを受けていたと認められる。

前記2(2)のとおり、B型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難である障害者に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供を行うところ、A型と異なり事業者との雇用契約は締結されず、また、A型事業の利用者に労働の対価としての賃金が支払われるのと異なり、B型事業の利用者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃として支払われるにすぎない。

そうすると、B型事業は、雇用契約に基づく就労が困難な障害者にも生産活動等への参加の機会を提供することにより、当該障害者の就労意欲並びに社会参加及び自立の意識を維持又は高めるとともに、その知識や能力を向上させて、自立した社会生活又は日常生活を営むことができるよう導くための支援であり、当該障害者に支払われる工賃も、上記意欲及び意識を維持又は高めるための手段にすぎないというべきであって、前記2(1)の局長通知にいう「職業に従事」に当たるとは解されない。

したがって、上記のとおり、請求人が本件事業所においてB型事業を利用したことは、前記2(1)の局長通知にいう「職業に従事」には当たらず、前記審理関係人の主張の要旨2(1)の処分庁の主張は採用できない。

(ウ) 請求人による就労移行支援事業の利用について

前記1(4)のとおり、請求人は、平成25年12月20日から平成26年8月31日まで、本件事業所において就労移行支援事業を利用し、

同年5月分までの工賃としての金銭の支払いを受けていたと認められる。

前記2(2)のとおり、就労移行支援は、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者を対象として、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うのみならず、求職活動に関する支援、その適性に依じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行うこととされている。

そして、就労移行支援においては、事業者と利用者との雇用契約の締結はなく、事業者から利用者への賃金、工賃等の金銭支払いも法律上規定されていない。

そうすると、就労移行支援は、あくまでも、就労を希望する障害者を就労に導くために訓練等の支援を行うものであって、前記2(1)の局長通知にいう「職業に従事」に当たるとは解されない。

上記のとおり、請求人は、本件事業所における就労移行支援の期間中も、本件事業所から工賃としての金銭の支払いを受けていたものであるが、上記の就労移行支援の法的性格に鑑みれば、当該金銭が労働の対価たる賃金に当たるとは認められず、したがって、上記のとおり、請求人が本件事業所において就労移行支援を利用したことは、前記2(1)の局長通知にいう「職業に従事」には当たらないから、前記審理関係人の主張の要旨2(1)の処分庁の主張は採用できない。

#### (エ) まとめ

以上によれば、請求人は、平成21年6月において[ ]により就労不能との診断を受けた後も、就労不能又は困難な状態が続いていたところ、平成23年2月からB型及び就労移行支援を受けて、平成26年6月ようやく本件就職に至ったと言えるから、やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者に該当する。

#### イ 継続性のある職業に従事したと言えるか否かについて

前記1(6)の本件就職に係る雇用契約の内容に鑑みると、請求人は、本件就職により、継続性のある職業に従事することとなったと認められる。

#### ウ 収入を得るために特別の経費を必要とする場合に当たるか否かについて

前記2(1)のとおり、新規就労控除は、勤労に伴う必要経費として収入から控除することとされ、その趣旨は、当該職場に適応するまでの間の身の回り品の確保等特別の需要に対応するとともに、勤労意欲と自立の助長を図ることにあるとされている。

そして、新規就労控除は、月額10,700円という定額を、はじめて

継続性のある職業について月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6か月間継続して行うものとされている。

以上に鑑みれば、新規就労控除は、入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかつた者が継続性のある職業に従事した場合には、通常、収入を得るために特別の経費を必要とするものと認め、かかる特別の経費を必要としない特別な事情が認められない限り、個別具体的な経費の要否を問うことなく、一律に、勤労収入から一定額を一定期間控除することを認めたものと解すべきである。

そうすると、前記ア及びイのとおり、やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかつた者が継続性のある職業に従事したと言える請求人についても、収入を得るために特別の経費を必要とするとして、新規就労控除を適用しなければならないことになるから前記審理関係人の主張の要旨2(2)の処分庁の主張は採用できない。

#### エ. 小括

以上によれば、本件就職に係る勤労収入の認定においては、本件就職をした平成26年6月（本件就職に係る収入を同年7月から認定するときは同月）から6か月間、月額10,700円の新規就労控除を適用しなければならない。

したがって、前記1(7)のとおり本件就職に係る収入につき新規就労控除の適用を求めた請求人の保護変更申請を、前記1(8)のとおり却下した本件処分は、この点において違法であり、取消しを免れない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前の昭和37年法律第160号）第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成28年6月6日

千葉県知事 鈴木 栄

